

役員等報酬および費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 東栄会（以下「法人」と言う。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員として賃金を得ている場合は、これを支給しない。非常勤役員については、理事会等、法人業務に係った場合のみ、その日数に応じて支給する。

2 前項の報酬の額は次のとおり支給する。

役 職	報 酬 額
理事長（非常勤）	0 千円／月
理事（常勤施設長）	2 2 3 千円／月
理事（非常勤）	1 0 千円／日
監事（非常勤）	1 0 千円／日
評議員	5 千円／日
評議員選任・解任	5 千円／日

3 理事長報酬は無報酬とする。但し、経営状況によっては、評議委員会が報酬額を決めることができるものとする。

4 報酬額の中に、交通費も含めるものとする。

(支給日)

第3条 役員の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 宿泊料については、職員の旅費規定に準じて、宿泊費の実費額とする。

(改正)

第5条 この規定は、評議員会の議決を要する。

付 則

この規定は、平成29年6月19日から施工する。